

選挙理事候補者選挙に関する要項

(目的)

第1条

本要項は、一般社団法人日本抗加齢医学会（以下、「本学会」とする）選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」という）が、理事候補者選出内規（以下、「選出内規」という）第14条に基づき、理事候補者名簿に登載する選出内規第2条第2項の選挙理事候補者を選出するための選挙実施及び本学会選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という）の運営等に必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条

議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2

議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3

委員長は、テレビ会議、電話会議システム、電子メールなどインターネットを活用したシステムを利用して会議を開催することができる。

(公示の方法)

第3条

選出内規第7条の規定に基づき行う選挙理事候補者選挙に関する公示は、選挙権者への郵送及び本学会ホームページの選挙専用ページに掲載するものとする。

(立候補の届出)

第4条

選出内規第8条第2項で規定する所定の文書（以下「立候補届出書等」という）の書式は、書式1（立候補届出書）及び書式2（立候補意思表明書）のとおりとする。

2

立候補する者は、前項記載の立候補届出書等を、選挙管理委員会が立候補の届出受理の期限として指定した期日（以下「立候補締切日」という）までに、本学会事務局（以下「事務局」という）に、配達証明がある郵便または電子メールで提出しなければならない。ただし、郵便による提出が立候補締切日を過ぎて到達した場合、消印が立候補締切日以前の日であれば、受理するものとする。

3

選挙管理委員会は、立候補届出書等を受理したときは、すみやかに立候補した者に郵便または電子メールで受理した旨の通知をするものとし、受理通知をもって正式な受理とする。

4

前項の受理通知が立候補締切日から7日以内に届かない場合には、立候補届出書等を提出した者は、事務局に受理の有無について、確認連絡をしなければならない。

(立候補届出書等の審査)

第5条

次に掲げる立候補届出書等は、無効とする。

- (1) 被選挙権を有しない者から提出されたもの。
- (2) 選出内規第8条第2項の規定により、立候補する者が提出する立候補届出書等に所定の事項が記載されていないもの。
- (3) その他、選出内規または本要項の規定に違反する記載のあるもの。

2

選挙管理委員会は、前条の規定により、立候補届出書等を無効と判断したときは、当該立候補届出者に理由を付して文書で通知するものとする。

(立候補の取り下げ)

第6条

選挙内規第8条第2項の規定に基づき提出した立候補届を取り下げようとするときは、書式3（立候補取下書）により立候補締切日までに届け出なければならない。

(立候補者名簿)

第7条

選出内規第8条第3項で定める立候補者名簿には、氏名、生年月日、勤務先名（所属機関・職名）、抱負等を記載する。

2

候補者名簿の記載順は、立候補届出受理の順とする。

(立候補者名簿及び投票用紙の送付)

第8条

選挙管理委員会は、選出内規第8条3項で定めるところに従い、選挙権者が選挙公示日現在で学会に登録している送付先に立候補者名簿及び投票用紙を送付する。

2

投票は、15名複数連記とする。

(投票期間)

第9条

投票できる期間は2週間以上とし、選挙の公示に記載するものとする。

(当選者の決定)

第 10 条

当選者は以下の方針と開票手順により決定する。

- (1) 全候補者を得票順に並べ、上位から順に選ぶ。
- (2) 女性候補が当選 20 名枠にいない場合は、女性立候補のうち最高得票を得たものを当選とする。得票数が同数の場合は、選挙管理委員会委員長がくじ引きで当選者を決定する。
- (3) 得票同数の最下位候補者が複数いるため選挙理事候補者の定数を超えることとなった場合には、選挙管理委員会委員長がくじ引きで当選者を決定する。

(開票結果及び選挙結果に関する公示事項)

第 11 条

当選者の氏名を公示する。

(異議申立書の送付先)

第 12 条

選出内規第 1 1 条の規定により異議申立てを行う場合、申立人は、書式 4 (異議申立書) により、配達証明がある郵便で、選挙結果の公示日より 1 4 日以内に事務局に到達するように郵送しなければならない。

(社員総会への報告)

第 13 条

選挙管理委員会は、選出内規第 1 2 条に基づく選挙理事候補者選挙の結果について、社員総会に報告する。

(欠員の補充)

第 14 条

選挙管理委員会は、名簿に搭載した選挙理事候補者が社員総会で選任決議される前に辞退・死亡等その他の事由により欠員が生じた場合は、次点者を繰り上げて名簿に登載する。

(要項の改訂)

第 15 条

本要項の改訂は、選挙管理委員会の議を経て、理事会の承認を要する。

改定日：2014 年 12 月 2 日

改定日：2016 年 6 月 11 日

改定日：2018 年 12 月 16 日